

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森林整備課) 一
- 保安林の指定施設要件の変更の予定 (同) 一
- 道路の区域変更 (道路課) 二
- 道路の供用開始 (同) 二
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 二
- 平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部改正 (契約課) 三
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課) 三

告 示

- 宮城県告示第七十三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。
平成二十九年一月三十一日
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 保安林の所在場所
本吉郡南三陸町歌津字板橋一七六の二、一七六の四、一七六の七から一七六の九まで
- 二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施設要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十九年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県七ヶ浜町花洲浜字社敷場八、九、一一の二

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字土浜七五の二、七六、字清水二九、三三の三、字西一四の二・一五の一・一八・一九(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、東宮浜字鶴ヶ湊一四、一五、

六八(次の図に示す部分に限る。)、字西大木二五の二、字左道二八(次の図に示す部分に限る。)、吉田浜字沢尻三五の三(次の図に示す部分に限る。)、一四の二、一七、三三の二、三五の四、三六の二、五二の二、五五の二から五五の三まで、五六の二、五六の二、五八、五九の二、五九の二、六一、六二、六三の二、六三の二、六四、六五の二、字台三八、四〇の二、四一の二、四九、九六の二、一〇九の二、一二七、一二八、一三八、字寺山一四の二、一五の二、一六の二、一七の二、一八の二、一八の二、一九の二、二〇の二、二二、二二の二、花洲浜字寺坂一から八まで、一一の二、一六、一七、一八の二、一九の二、二〇の二、二二、二二の二、二四から二六まで、字古館三三の二、二九の二、字堤谷一から七まで、一八の二、字社敷場一から三まで、字観音堂一三の二、一三の二、一五の二、一八、一九、二〇の二

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び七ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 清水浜志津川港線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後	前	後	前			
B	A	C	B	A		上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一五・〇、 二六・三	五・五、 一〇・五	七・五、 一七・一	一五・〇、 二六・三	八七八・〇	八〇四・〇	
八〇四・〇	一六八・五	一九八・〇				

○宮城県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	清水浜志津川港線	本吉郡南三陸町志津川字大森一六番三地从先から同郡同町志津川字十日町七〇番地先まで	平成二十九年一月三十一日

○宮城県告示第七十七号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画画土地画整理事業

2 名称 女川町被災市街地復興土地画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七十八号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月一日から施行する。

平成二十九年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第四十七条第二項及び第三項を削る。様式第一号の第四十七条の二第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

第47条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1（調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合においては10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第47条及び前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

様式第一号の第四十八条第一項中「第47条第1項、前条第1項及び第2項」を「第47条及び第47条の2」に改める。

様式第一号の第五十条第三項中「及び第47条の2」を「、第47条の2又は第47条の3第2項」に改め、同条第八項中「及び第47条の2」を「、第47条の2又は第47条の3第2項」に改める。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

登米市南方町鴻ノ木百八十五番、百八十六番、百八十七番、百八十八番一、百八十九番一、百九十六番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

登米市迫町佐沼字中江二丁目一番地五 佐藤 敬喜

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 競泳計測システム 一セット

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年一月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 有限会社ショーエー 宮城県仙台市青葉区川平三丁目四十七番十五号

五 落札金額 三千四百四十四万二千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年十一月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 デジタルステレオカメラシステム等賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部交通指導課ほか三か所

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 過去五年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力

団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十九年二月十七日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二―一七七一、内線二三三）

2 入札説明書等の交付期限
平成二十九年二月二十二日（水）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年三月二日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にあって、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限
入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十

九年三月九日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年三月十日（金）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができる者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of digital stereocamera system - 1 set

2 Duration of Contract : April 1, 2017 to March 31, 2025

3 Location : Traffic Enforcement Division, Traffic Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi and 3 other places

4 Bid Deadline : March 9, 2017, 5 : 00 p.m.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232